

## 贈与税の納税猶予（特例）における手続きの流れと認定要件チェックリスト(R5.8)

## 1. 手続きの流れ（贈与）

贈与税の納税猶予（特例）を受けるには、県への「特例承継計画の確認」「認定申請」、税務署への「贈与税申告」が必要です。認定後には、申告期限から5年間は県への「年次報告」、税務署への「継続届出」が、6年目以降は3年に1回税務署への「継続届出」が必要になります。

なお、手続きには提出期限が厳格に定められているので注意が必要です。

## 特例承継計画の作成

- 申請企業が作成し、認定支援機関（税理士、公認会計士、金融機関、商工会、商工会議所等で国の認定を受けた機関）が所見等（指導・助言）を記載。

## 県へ特例承継計画の確認申請

- 令和6（2024）年3月31日まで提出可能。
- この提出期限までは、納税猶予の認定申請と併せて提出が可能。
- 県から確認書を交付。

## 贈与の実行

- 贈与の実行後、認定申請基準日\*以降に申請書を作成。

## \*贈与の認定申請基準日

贈与日が1/1～10/15の場合は10/15

贈与日が10/16～12/31の場合は贈与日

[認定申請基準日]  
納税猶予の認定申請書の作成

## 県へ納税猶予の認定申請

- 認定申請基準日以降、贈与の翌年1月15日\*（認定申請期限）までに、県へ申請（当日消印有効）。
- \*申請期限が土日祝日の場合は、次の平日が期限になります。
- 県から認定書を交付。

## 税務署へ贈与税の申告

- 贈与の翌年3月15日\*まで（贈与税・納税猶予の申告期限）に、県の認定書を添付して税務署へ申告。
- \*申告期限が土日祝日の場合は、次の平日が期限になります。

県へ年次報告  
税務署へ継続届出

- 納税猶予の申告期限の翌日から1年を経過するごとの日を「報告基準日」として5年間（事業継続期間）は、毎年「年次報告書」を作成し県へ報告。
- 県が交付する年次報告書の確認書を添付し税務署へ継続届出書を提出。
- 5年経過後は3年に1回税務署に継続届出書を提出。

※認定後には、この他にも申請・報告が必要な場合があります（次頁参照）。

## 【参考】経営承継円滑化法の認定後の申請・報告の一覧表

名 称	概 要	申請・報告の時期	様 式
年次報告	取得した認定について引き続き取消事由に該当しない事を毎年1回報告。	贈与税又は相続税の申告期限から1年毎の日を基準日として、その基準日の翌日から3カ月以内	年次報告書（様式第11）
随時報告	取得した認定について、取消事由に該当した場合に報告（以下の場合を除く）。	取消事由に該当した日の翌日から1カ月以内 ※自ら取消す場合は「認定取消申請」のみ	随時報告書（様式第12）
	経営承継受贈者又は経営承継相続人が死亡又はやむを得ない事情により代表者を退任し、次の後継者に再贈与した場合に報告。	経営承継受贈者又は経営承継相続人の死亡の日又は退任の日の翌日から4カ月以内	随時報告書（様式第12）
合併報告	吸収合併又は新設合併を行うことで認定を受けた会社は消滅するが、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社に対しその認定を受けた地位を承継させようとする場合に報告。	合併効力発生日又は新設合併による新会社設立の日から遅滞なく	合併報告書（様式第13）
株式交換等報告	株式交換又は株式移転を行うことで認定を受けた会社は他の会社（完全親会社）の完全子会社となるが、その完全親会社に対してその認定を受けた地位を承継させようとする場合に報告。	株式交換効力発生日又は株式移転による新会社設立の日から遅滞なく	株式交換等報告書（様式第14）
臨時報告	経営承継贈与者が死亡し相続が開始した場合に報告。なお、納税猶予を受けている贈与税は免除となるが、贈与対象株式は贈与時に相続があったとみなされ相続税が課税される。 * 切替確認申請をする場合は不要	経営承継贈与者の死亡の日の翌日から8カ月以内	臨時報告書（様式第15）
切替確認申請	経営承継贈与者が死亡し相続が開始した場合に、贈与対象株式に相続があったとみなされ相続税が課税されるに際し、納税猶予の適用を引き継ぎ受ける場合に申請。 * 事業継続期間5年経過後も必要	経営承継贈与者の死亡の日の翌日から8カ月以内	切替確認申請書（様式第17）
認定取消申請	取得した認定について、自ら認定を取り消されたい場合に申請。	随時	認定取消申請書（様式第10の2）

## 2 認定要件チェックリスト（贈与）

## (1) 会社の要件

<input type="checkbox"/> 中小企業者であること	* 中小企業基本法上の中小企業者の定義よりも範囲を拡大	
業種目	資本金 又は	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

贈与の日以降、上場会社等、風俗営業会社でないこと

贈与の日から見て直前の事業年度の開始日以降、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと（注1）

贈与の日から見て直前の事業年度以降、収入（営業外収益及び特別利益を除く）のある会社であること（＝売上があること）

贈与の日において正規従業員（注2）が1人以上（海外子会社がある場合は5人以上）いること

特定特別子会社（注3）がある場合には、その会社が贈与の日以降、上場会社等、大会社、風俗営業会社に該当しないこと

黄金株（拒否権付株式）を発行している場合は、贈与の日以降、受贈者（後継者）である代表者以外の者が所有していないこと

（注1）特定資産割合70%以上（B/Sの判定）が資産保有型会社、特定資産運用割合75%以上（P/Lの判定）が資産運用型会社に該当する。該当するか否かの判定は、①贈与日の直前、②認定申請基準日の翌日の直前、③①と②の間における申請企業の事業年度（決算期）のB/S、P/Lにて行う。なお、特定資産とは、現預金等、有価証券、現に自ら使用していない不動産、ゴルフ会員権及び貴金属等を指す。一方、これらに該当する場合においても事業実態要件（代表者と生計を一にする同族関係者以外の正規従業員5人以上、3年以上事業継続、事業所を所有又は賃借）を満たしていれば認定対象となる。ただし、資産管理会社（常に資産保有型・運用型に該当する会社）が、認定後に事業実態要件を満たさなくなった場合、その時点で納税猶予が打ち切りとなるので注意が必要である。

（注2）正規従業員とは、役員（使用人兼務以外）及び短時間労働者を除く「社会保険に加入」している者。ただし、75歳以上で保険加入対象外の者の場合は、正規従業員と同等の雇用形態の者。

（注3）「特定特別子会社」とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたもの。「特別子会社」とは、会社とその代表者及び同族関係者が合わせて総株主等議決権数の過半数を持っている子会社。

(2) 先代経営者（第一種の贈与者）の要件

- 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと（注4）
- 申請会社の代表者（注5）であったこと
- 贈与の直前に同族関係者と合わせて議決権（注6）の過半数を有し、その中で筆頭（受贈者である後継者を除く）であったこと
- 代表者である期間内のいずれかの時に同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、その中で筆頭（受贈者である後継者を除く）であったこと
- 贈与の日以降、申請会社の代表者を退任していること（有給役員としての残留は可）
- 一定数以上の株式等を贈与すること（一括贈与要件）（注7）
  - <後継者1人の場合>
    - ① 先代経営者+後継者の保有議決権数が2/3以上である場合  
⇒贈与後の後継者の議決権数が2/3以上となるよう贈与
    - ② 先代経営者+後継者の保有議決権数が2/3未満である場合  
⇒先代経営者が保有する議決権株式等の全てを贈与
  - <後継者2人又は3人の場合>
    - 贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が10%以上であり、かつ、先代経営者よりも多くの議決権数を有するように贈与（先代経営者と後継者の同率は不可）
- 特例承継計画に記載された先代経営者であること

（注4）納税猶予の対象となる贈与・相続は、1人の株主につき1回限り。複数後継者には同年中に贈与等する必要がある。

（注5）「代表者」とは、代表権に制限のない代表者（なお、贈与後に先代経営者が代表に留まることは、制限があっても不可。復帰した場合は納税猶予の取消となる）。

（注6）自己株式や完全に議決権のない種類株式、単元未満の株式、相互保有株式（会社法第308条により議決権行使ができない場合：申請会社が議決権数の25%以上を保有する他の会社が保有する株式等）など、議決権のない株式は含めない（以下同様）。

（注7）後継者が「1人の場合」または「2人又は3人の場合」のいずれかに該当するかは、「同一年中に同一の贈与者（又は被相続人）から同一の申請会社の株式等を事業承継税制（特例）の適用に係る贈与（又は相続）により取得した後継者の数」により判定を行う（租税特別措置法通達第70条の7の5関係5-3（注）2）。従って、同一会社の株式を（第一種）先代経営者甲⇒後継者Aのみ、（第二種）先代経営者以外の株主乙⇒後継者Bのみに贈与（又は相続）した場合には、それぞれ「後継者1人の場合」として判定する（以下同様）。

## 神奈川県

### (3) 先代経営者以外の株主（第二種の贈与者）の要件

□先代経営者からの事業承継税制の適用に係る贈与又は相続以降に、贈与を行った者であること（先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期間内（注8）に、贈与税申告期限が到来する場合に限る）

□（贈与の日以降）申請会社の代表者でないこと

□既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと（注9）

□一定数以上の株式等を贈与すること（一括贈与要件）

#### <後継者1人の場合>

① 当該先代経営者以外の株主+後継者の保有議決権数が2/3以上である場合  
⇒贈与後の後継者の議決権数が2/3以上となるよう贈与

② 当該先代経営者以外の株主+後継者の保有議決権数が2/3未満である場合  
⇒当該先代経営者以外の株主が保有する議決権株式等の全てを贈与

#### <後継者2人又は3人の場合>

贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が10%以上であり、かつ、先代経営者以外の株主よりも多くの議決権数を有するように贈与（贈与者と後継者の同率は不可）。

（注8）「有効期間」とは、贈与又は相続の認定日から5年目の継続報告（年次報告）の報告基準日までの期間をいう。第一種認定が「贈与」の場合は、第二種の贈与は、5年目の報告基準日の前年末日までの贈与。第二種の相続は、5年目の前年の5月15日（報告基準日の10カ月前）までの相続が対象。第一種認定が「相続」の場合は、第二種の贈与は、5年目の報告基準日が3月15日以降の場合、前年の末日までの贈与、1月1日～3月14日の場合、前々年の末日までの贈与が対象。第二種の相続は、5年目の報告基準日の10カ月前までの相続が対象になる。

（注9）納税猶予の対象となる贈与・相続は、1人の株主につき1回限り。1人の株主から複数後継者へは同年中に贈与等する必要がある。

### (4) 後継者（受贈者）の主要要件

□贈与の日以降、代表者（注10）であること（贈与日までには代表者に就任していることが必要）

□受贈株式に係る贈与税の納付をする必要があること（贈与税が0円でないこと）

□贈与の日以降、後継者とその同族関係者と合わせて議決権の過半数を保有していること

□（後継者1人の場合）贈与の日以降、同族関係者（本制度の適用を受ける他後継者を除く）の中で筆頭株主であること

□（後継者2人又は3人の場合）贈与の日以降、各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ後継者2人の場合は同族関係者上位2位以内、後継者3人の場合3位以内であること

□贈与の日の時点で18歳以上（令和4年3月31日以前は20歳以上）であること

□贈与の日まで続けて3年以上役員に就いていたこと

□納税猶予対象株式を継続して保有していること（譲渡していないこと）

□当該会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと

□特例承継計画に記載された後継者であること

（注10）「代表者」とは、代表権に制限のない代表者をいう。

[申請窓口（申請書提出先）]

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、次の窓口（かながわ中小企業成長支援ステーション）が申請書の提出先になります。

名 称	所 在 地	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒243-0435 海老名市下今泉 705-1 (神奈川県立産業技術総合研究所内 2F)	046-235-5620

※ 申請窓口へ来訪し相談される場合は、事前の電話予約が必要です。